

別表 7 （第 6 の 1 項、第20の 2 項及び第21の 2 項関係）

管理責任者の基準

区 分	具 備 す べ き 要 件
管理責任者が申請者と同一機関に属する者である場合	当該試験研究等及び輸入禁止品又は検疫有害動植物の分散防止に関し十分な知識と経験を有する者であること。
管理責任者が申請者と同一機関に属さない者である場合	当該試験研究等に対して責任ある立場の者であることが書面により申請者との間で明らかにされており、かつ、当該試験研究等及び輸入禁止品又は検疫有害動植物の分散防止に関し十分な知識と経験を有する者であること。